

○議長（吉田敏郎）

日程第２ 議案第５６号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、非常勤職員の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与について規定するため、開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

それでは、議案第５６号の表紙を御覧ください。

議案第５６号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて。

開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定する。よって、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令和元年１２月３日提出、開成町長、府川裕一。

こちらまず条例制定の趣旨について、御説明申しあげます。

平成２９年に成立いたしました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、令和２年度から一般職の会計年度任用職員制度が創設されます。

今般の法改正につきましては、同一賃金、同一労働の考えのもと、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保すること。また、一般職に適用される服務に関する規定等が会計年度任用職員に適用されることを明確にし、公務運営の適正化確保を図ることを目的としております。

この法改正を踏まえまして、各地方公共団体においては、地方自治法が定めております給与条例主義の原則に基づき、会計年度任用職員の給与制度について定めた条例を制定する必要があることから、本条例の制定を提案するものでございます。

それでは条例案１ページを御覧ください。

開成町条例第 号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。

第１条は、本条例の趣旨を定めたものでございます。

第２条第１項は、常勤職員と同一の勤務体系となるフルタイム会計年度任用職員、それよりも勤務時間が短いパートタイム会計年度任用職員に対して、支給する給与の種類について定めたものでございます。なお、いわゆる基本給部分について、フルタイム会計年度任用職員については給料、パートタイム会計年度任用職員につい

ては基本報酬として支給する旨を定めてございます。

第2項は、通貨払いの原則に対する例外として、口座振替により給与を支払うことができること。第3項は、公務について生じた費用弁償は給料に含まれないことを明確にしたものでございます。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料に関する規定で、具体的には別表第1の会計年度任用職員給料表によることとしております。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の職務の級に関する規定で、具体的には別表第2の等級別基準職務表によることとしております。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員として採用した者の号給の決定方法について定めたものでございます。

第6条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給について。

第7条は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について。

2ページへおめぐりください。第8条は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について。

第9条は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について。

第10条は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について。

第11条は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について、それぞれ常勤職員に適用されます給与条例の規定を準用すること、その際に必要な読みかえを行うことを定めたものでございます。

第13条は、各種手当の算定において端数が生じた際には50銭未満を切り捨て、50銭以上は切り上げることを定めたものでございます。

第14条は、任期の定めが6月以上であるフルタイム会計年度任用職員に期末手当を支給すること、算定方法は常勤職員に適用されます給与条例の規定を準用することを定めたものでございます。

なお、第2項は同一会計年度内の複数の任用によって、任期の定め合計が6月以上になったものの取り扱い、第3項は、再度の任用が行われ、前年度から継続して任用されたものの取り扱いを定めたものでございます。

3ページを御覧ください。第15条は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当について、特殊勤務手当に関する条例が適用される旨を定めたものでございます。

第16条、第17条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額、勤務しなかった時間についての給与の減額方法について定めたものでございます。

第18条からは、パートタイム会計年度任用職員について定めたものでございます。第18条はパートタイム会計年度任用職員の基本報酬について月額、日額又は時間額により決定することを定め、第2項では月額の算定方法、第3項では日額の算定方法、第4項では時間額の算定方法をそれぞれ定めております。

第5項では月額、日額、時間額の基本報酬の算定に当たってはフルタイム会計年度任用職員の給料を基本に、地域手当相当である100分の5を加算した額を基準月額とする旨を定めております。

4ページを御覧ください。第9条はパートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬について、特殊勤務手当に関する条例の例により支給する旨を定めたものでございます。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬について、5ページにお移りいただきますが、第21条はパートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬について、第22条は、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬について、それぞれ規定したものでございます。

第23条は、1時間あたりの報酬額、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬の算定において、1円未満の端数が生じた際には、50銭未満を切り捨て50銭以上は切り上げることを定めたものでございます。

第24条は、任期の定めが6月以上であるパートタイム会計年度任用職員に期末手当を支給すること。算定方法は常勤職員に適用されます給与条例の規定を準用することを定めたものでございます。

なお、1週間あたりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員は支給対象外とすることとしております。

6ページを御覧ください。第25条は報酬の計算期間、計算方法等のパートタイム会計年度任用職員の報酬の支給に関して定めたものでございます。

第26条、第27条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額、勤務しなかった時間についての給与の減額方法について定めたものでございます。

第28条は常勤職員の給与条例第21条を準用し、会計年度任用職員の給料から団体生命保険料等を控除することができる旨を定めるものでございます。

7ページを御覧ください。第29条は、会計年度任用職員の給料報酬は別表第1の会計年度任用職員給料表によって算定することとなりますが、外国語指導助手、医療職など、当町の一般職給料表をベースにした会計年度任用職員給料表では人材を確保できる水準に満たない場合に、任命権者が給与額を別に定めることができる旨を規定しております。

第30条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について。

第31条は、パートタイム会計年度任用職員の出張旅費について、それぞれ常勤職員の例によることを定めたものでございます。

第32条は、地域別最低賃金との関係を定めたものでございます。毎年10月1日に神奈川県が改定されておりますが、年度途中の最低賃金の改定に適切に対応する必要があることから、決定された旧号級に基づく給料月額等が最低賃金を下回った場合には最低賃金額を給料月額として支給する旨を定めたものでございます。

第33条は、規則への委任について定めたものでございます。

附則でございます。第1項は、この条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

第2項は、現時点において専門員等の一部の非常勤職員に賞与を支給している実態を踏まえ、専門員等の任期の算定に当たっての経過措置を設けるものでございます。

第3項は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について定めた第7条において準用する、給与条例第8条の2の規定の適用に当たっての特例を設けたものでございます。

常勤職員の給与条例では、本則において地域手当を100分の10と定めた上で、附則において当面の間100分の5とする特例を設けていることから、フルタイム会計年度任用職員の地域手当の額についても同様の特例を設けるものでございます。

別表第1は、第3条の規定に基づき会計年度任用職員給料表を定めております。同一賃金、同一労働の考え方を踏まえ、議案第55号で御審議いただきました常勤職員に適用されます、一般職給料表のうち1級から3級までと同一の号給、給料月額を定めてございます。

別表第2は、第4条の規定に基づき、等級別基準職務表を定めております。具体的には事務補助のような定型的または補完的な業務を行う職務を1級、事務の中でも一定程度の知識、技術、経験等を必要とする業務を行う職務を2級、社会福祉士、保健師等の国家資格、教員経験や自衛官、地方公共団体の職員としての経験を必要とする専門性の高い業務、又は困難な業務を行う職務を3級にそれぞれ位置付けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

武井です。会計年度任用職員制度が来年度からはじまるということですが、今、ちまたでよくニュースになってるのが、ざっくり言うと、ボーナスは出るようになったけれども、月額が下がって、年収ベースでほとんど変わらないというようなニュースがよく出ております。そういう自治体もあるという中で、今回、この制度を導入するに当たって、開成町では一例で構いませんが、今現在、例えばフルタイムで働いてる方が来年度それに移った時、それからパートでやっていた方が、今度ボーナスが出る対象になった場合に、どういう状況になるのか、ちょっと説明をいただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、武井議員の御質問にお答えいたします。

まず、前提といたしまして、開成町では現在フルタイムの、今で言うとは非常勤職員という方はいらっしゃいません。

それから、令和２年度以降の会計年度任用職員に移行した際も、フルタイムというのは今は想定はしていないというのが実情でございます。

それでパートタイムについて申し上げますと、１週間当たりの勤務時間が１５時間３０分以上の場合、期末手当が支給されるということになっていきます。この１５時間３０分というのは、我々、常勤の勤務時間が１日７時間４５分と、これが週２日間ということを基準としております。こういう方が一体どれくらいいらっしゃるのかということなのですけれども、これは今現在、令和２年度の予算要求段階であるということちょっと御承知おきいただきたいのですが、現時点で申し上げますと約１４０名ぐらいの方が非常勤職員としてお勤めになっていらっしゃいます。そのうちこの期末手当の支給対象となる方は、恐らく４０名程度いらっしゃるのではないということになります。

それから、時給につきましても、現在よりも加算されるということになりますし、引き続き継続で勤務をされる場合は、昇給もするというような制度設計になっておりますので、今、お仕事をされている方、また新しくはお勤めになる方とかいう方が、現在よりも勤務条件、雇用条件が悪くなるということは決してございません。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

２番、佐々木議員。

○２番（佐々木昇）

２番、佐々木昇です。私もちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、この制度を使って、期末手当、その辺あたりが大きく言われていますけれども、現状この制度を使ったときに、開成町は財政的にどのくらいの影響があるのか、確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

先ほど申しあげましたように、予算要求段階であるということで、現時点でのベースで申し上げますと、およそ期末手当の額でいうと、１千２００万円程度、これが純増ということになるかと思います。

○議長（吉田敏郎）

２番、佐々木議員。

○２番（佐々木昇）

ありがとうございます。もう一点、ちょっと確認させていただきたいのですが、この制度は、服務義務ですか。このあたりもちょうついろいろな懸念されているようなお話も聞くのですけれども、現状フルタイム任用の方、開成町はいないよ

うですけれども、この制度になったときに、開成町に現状と採用制度を使ったときに、何か影響が出るのか。そんなに変わらない部分なのか、ちょっと私、気にしているのが、こういうものが引き受け手の方たちに、影響が出てしまって、なかなか引き受け手がいられなくなってしまうというようなことにならないのか、ちょっとその辺が気になったので、確認をさせてください。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、佐々木議員の御質問にお答えいたします。そもそもなぜ非常勤という制度が、会計年度任用職員という制度に変わったのかということでございますが、例えば、採用方法や任期等、佐々木議員がおっしゃられたように、こういったものが不明確であるという、こういった任用上の問題ですとか、処遇上の課題、問題点を解消しまして、一般職の非常勤職員の適正な任用を確保すると。同一労働、同一条件の考え方に基づいて、給与体系を構築すると、こういったような趣旨で、この制度が創設されたというようなことから、現在で言う、非常勤職員さんにつきましては、大体年に一度か、二度募集しておりまして、相当数の応募がございます。この制度が変わったから、逆に待遇面ではかなり良くなりますので、応募が減るということはなかなかなくて、なり手がいなくなるというような御心配はないのではないかと考えております。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

1点、補足させていただきます。佐々木議員が言われていることは、多分税の扶養控除とかその辺で、例えば収入が大きく増えた場合に、旦那さんの扶養手当から外れてしまうというようなことで、そういう逆の不利益を生じる可能性があるのではないかということも、確かにそれは考えられます。ただ、その場合には、勤務時間等々の調整は、こちらもできるものと思っておりますので、その辺は働く方のほうの御意向も確認しながら、雇用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。ちょっと確認したいのだけれども、この会計年度任用職員を、もし、フルタイムで採用した場合には、これは定数の中にカウントされるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、茅沼議員の御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、フルタイムの場合は、定数内ということになります。

○議長（吉田敏郎）

5 番、茅沼議員。

○5 番（茅沼隆文）

茅沼です。そうすると、これから、この後に議論される、定数条例にも絡んでくるなというふうに思いますので、その時にまたもう一回質問させていただきますが、本件の 29 条で、常勤の職員の権衡というのですかね。その職務の云々というのがありますけれど、任命権者が別に定めるものとするという、この対象者は今、いらっしゃるのでしょうか。いらっしゃるとしたら、何人ぐらいいるのか、教えていただきたい。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは茅沼議員の御質問にお答えいたします。外国語指導助手ですとか、医療職、こういった職種につきましては、なかなかこちらの会計年度任用職員の給料表を適用するのは難しいので、こういった方については別に、任命権者が定めるというようなことになっております。

○議長（吉田敏郎）

5 番、茅沼議員。

○5 番（茅沼隆文）

それで何人ぐらいいて、どのくらいの支払をしているのかというのを聞きたかったのだけれど。

○議長（吉田敏郎）

行政推進部長。

○行政推進部長（秋谷 勉）

その辺につきましては、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 56 号 開成町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。